

川崎市立看護短期大学紀要の電子化公開に関する規程

(平成15年2月19日)
(短期大学規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市立看護短期大学紀要(以下「紀要」という。)の電子化公開について、必要な事項を定めるものとする。

(電子化公開の目的)

第2条 紀要の電子化公開は、紀要に発表された学術研究の成果を電子的手段によって広く内外に発信・提供し、もって学術研究の振興に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子化公開 著作物の内容を電子的手段によってデジタル化し、ハードディスク等に蓄積し、その蓄積されたデータを公開することをいう。
- (2) 閲覧者 電子化公開されたデータを閲覧する者をいう。
- (3) 他の機関 データベースにより紀要を電子化公開する組織をいう。

(事務の処理)

第4条 紀要・年報編集委員会(以下「委員会」という。)は、この規程に定める紀要の電子化公開に係る事務を処理する。

(利用の許諾)

第5条 川崎市立看護短期大学紀要の発行に関する規程第3条により投稿の申出がなされた著作物の著作権者は、この規程に定めるところにより、川崎市立看護短期大学に対し、当該著作物の電子化公開に関する著作権の行使を許諾したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の電子化公開を許諾しない者は、投稿に係る申出と同時に、電子化公開不許諾申出書(第1号様式)により委員会に申し出なければならない。

3 前項の申出にやむを得ない事由があると認められるときは、委員会は、これに応じるものとする。

4 委員会は、第2項の規定による申出の可否について、回答書(第2号様式)により回答するものとする。

(許諾内容)

第6条 第5条第1項の規定により著作権者が著作権の行使を許諾する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 著作物の内容を電子的手段によってデジタル化し、ハードディスク等に蓄積し、データベース化すること。
- (2) データベースとして蓄積されたデータをネットワークを経由して送信すること。
- (3) 著作物の全体を公開すること。
- (4) 第1号から前号に掲げるほか、電子化公開に関して必要な利用をなすこと。
- (5) 第1号から前号に掲げる範囲内で、他の機関に対し電子化公開に関する利用を許可すること。
- (6) 前項の場合において、委員会が許可を解除する前に、既に他の機関において電子化公開しているデータについては、継続利用を認めることも可とすること。
- (7) 電子化公開に係る著作権者への対価は無償とすること。

(公開の際の遵守事項)

第7条 委員会及び他の機関は、紀要の電子化公開にあたって、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 情報の発生元を明示すること。
- (2) 著作権者の許可なく、著作物のタイトル及び内容を改変しないこと。
- (3) 著作者名及び著作権について表示すること。
- (4) 閲覧者あてに著作権法遵守を求める注意書きを表示すること。

(データ削除の申出)

第8条 著作権者は、自己の著作に係る電子化公開されたデータの削除を希望する場合は、データ削除申出書(第3号様式)により委員会あて申し出るものとする。

2 前項の申出にやむを得ない事由があると認める

ときは、委員会は、これに応じるものとする。ただし、委員会が、第6条第5号に規定する許可を与えた場合において、当該機関が削除に応じないときはこの限りでない。

- 3 委員会は、第1項の規定による申出の可否について、回答書（第4号様式）により回答するものとする。

(委員会による削除)

第9条 電子化公開されたデータに公開を継続しがたい事由が生じたときは、委員会は当該データを削除し、又は他の機関に対し当該データの削除を請求できる。

(利用許諾の特例)

第10条 委員会は、平成13年度以前に発行された紀要に掲載された著作物を電子化公開する場合は、その許諾について、依頼書（第5号様式）により著作権者に依頼するものとする。

- 2 著作権者は、前項の規定による依頼に応じる場合、電子化公開許諾書（第6号様式）により委員会あて回答するものとする。

(著作権者への報告)

第11条 委員会は、著作権者の請求があるときは、他の機関への利用許可状況を著作権者に報告するものとする。

(教授会への報告)

第12条 委員会は、他の機関に対し第6条第5号に規定する許可を与え、又は既に与えた許可を解

除したときは、教授会にその旨報告しなければならない。

- 2 委員会は、第6条第5号の規定により電子化公開を許可された機関が、委員会の許可を受けて他の機関に対して電子化公開を許諾し、又は当該許諾を解除したときは、教授会にその旨報告しなければならない。

- 3 委員会は、第8条に規定する申出があったとき、又は第9条に規定する事由が生じたときは、その処理経過を教授会に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成15年2月15日 14川看短第1005号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年3月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成14年度発行の紀要に掲載された著作物については、第5条第1項の規定にかかわらず、著作権者による電子化公開の許諾があったものとみなす。ただし、電子化公開を許諾しない者が、第5条第2項を準用し、委員会あて不許諾の申出をした場合はこの限りでない。